

平成15年8月25日
農林水産省

カン昆閣僚会議文書2次案(非農産品市場アクセス部分)の概要

1. 議長モダリティ要素案の位置付け

議長モダリティ要素案(改訂版)は交渉グループの今後の作業の参考。

2. 関税削減方式(フォーミュラ)

個別品目ごとに適用される定率でない関税削減方式に関する作業を継続。

- ・削減対象品目は、事前に例外を設けない、包括的なものであるべき。
- ・関税削減は讓許税率からの引下げとする。ただし、非讓許品目については、実行税率の[2]倍の値からの引下げとする。
- ・ウルグアイ・ラウンド以降にWTOの最惠国待遇の水準で関税が讓許されたことを条件に、自主的自由化に対し、一定の配慮を配慮を与える。
- ・従量税については、別途決定される方法で、従価税に換算し、従価税で讓許する。
- ・讓許率が[35]%未満の国には、例外として、関税削減方式による引下げを求めず、[100]%讓許を求める。讓許する際には、平均関税率が途上国の讓許品目の平均関税率以下となるよう求める。

3. 分野別関税撤廃・調和

分野別関税撤廃・調和はドーサ閣僚宣言の目的を達成するためのもう一つの鍵となる要素であると認識。特に途上国の輸出関心品目を考慮し、すべての加盟国による参加が重要と認識。途上国についての柔軟性を含めて議論を継続。

4. 途上国配慮

途上国に対して、より長い実施期間の適用を認める。各国の品目数、輸入額の[5]%の範囲内で、例外として、非讓許維持又は関税削減方式

の不適用を認める。ただし、関税分類の一つの類（H S 2桁）全体を除外してはならない。

5 . 後発開発途上国(L D C)配慮

後発開発途上国は、関税削減方式の適用、分野別関税撤廃・調和への参加は求められないが、譲許率の実質的な向上が求められる。後発開発途上国の多角的貿易体制への統合の観点から、[・・]年までに先進国及び一部途上国が後発開発途上国産品に対する無税無枠措置を自発的に付与することを呼び掛け。

6 . 新規加盟国配慮

新規加盟国が関税削減に関する特別の規定を必要としていることを認識し、その作成を指示。

7 . 補完的モダリティ

分野別関税相互撤廃(ゼロゼロ)、分野別関税相互調和(ハーモナイゼーション)、国別品目別交渉方式(リクエストオファー)等の補完的モダリティの可能性を検討。低関税の撤廃についても検討。

8 . 非関税障壁

非関税障壁が交渉の不可欠な部分であることを認識。すべての加盟国が2003年10月31日までに非関税障壁の通報を行うことを促す。非関税障壁に関するモダリティは、国別品目別方式、分野横断方式、分野別方式等を含む。非関税障壁についても、途上国に対する特別かつ異なる待遇を十分に考慮。

9 . 研究、能力開発

適切な研究、能力開発がモダリティの不可欠な部分であることに合意。交渉への参加を向上させるための課題の特定作業を継続。

10 . 特恵の侵食、関税収入への高依存

特恵の侵食、関税収益への高依存の問題は、今後の検討課題。